

学生の海外派遣に関する条件

- ・大学が学生の海外派遣の可否を判断するための条件である。
- ・プログラム、派遣先によっては、これ以外にも条件が課される場合がある。
- ・個々の項目での判断ではなく、関連する項目・情報を総合して判断する場合がある。

1. 国・地域に関する条件（担当教員が確認する）			(2022.5.23)
番号	項目	条件	備考
1-1	日本からの入国制限	していないこと	
1-2	外務省・危険情報レベル	原則1以下	2の場合は適切な事前の安全確認が個別に必要 渡航中にレベル2以上が発出された場合には途中帰国を指示する 場合がある
1-3	外務省・感染症危険情報レベル	原則1以下（ただし新型コロナの場合は上記危険情報レベルを満たせば 文部科学省の通知により3及び2でも可）	新たに感染症危険情報が発出された場合には原則に準じた対応 とする
1-4	現地の状況	渡航目的を達するうえで現地での生活に支障がないこと （公共交通機関の利用、生活必需品の購入、医療機関への受診など）	渡航中、現地での生活に支障が生じ、渡航目的を達することが 困難と本学が判断した場合には途中帰国を指示する場合がある
2. 派遣機関に関する条件（担当教員が確認する）			
	項目	条件	備考
2-1	医療機関の受診体制	現地の学生や社員と同等の適切な医療サービスが受けられること	
		日本語ないし英語で受診できる医療機関があること	
		上記に該当する最寄りの病院名を具体的に挙げること	加入海外旅行保険との提携があれば尚可（必須ではない）
2-2	通学・授業の実施状況 （大学へ派遣する場合）	日本からの学生を受け入れていること 自主隔離が必要な際の隔離場所を確保できること	授業等、渡航目的に支障がないこと 生活面での制約が生じていないこと 受入条件に注意（新型コロナワクチン接種完了等）
2-3	通勤・出社状況 （企業へ派遣する場合）	日本からの受け入れを行っており、勤務に支障がないこと 自主隔離が必要な際の隔離場所を確保できること	渡航目的に支障がないこと 生活面での制約が生じていないこと 受入条件に注意（新型コロナワクチン接種完了等）
3. 派遣学生に関する条件（主として担当教員が確認し、項目によっては複数の教員で対応する）			
番号	項目	条件	備考
3-1	現地でのコミュニケーション能力	渡航目的に支障がない十分なコミュニケーション能力を有すること	不測の事態の際に適切な対応が取れることを、複数の教員による 面談で判断する
3-2	新型コロナワクチン接種	原則として、出発前までに3回の接種が完了していること	日本政府は接種を義務化していないが、国をまたいだ往来にあ たっては接種完了が事実上条件化している 未接種で渡航する場合には、未接種により生じ得る不利益につ いて、現地側によく確認する
3-3	本学指定の誓約書の提出	期間短縮、緊急帰国、現地で感染するリスク等を理解したうえで、本 人が強く希望し、保証人が同意していること 学生本人および保証人が署名した本学指定の誓約書を提出すること	
3-4	保険加入	本学が推奨またはそれと同等のする海外旅行保険に加入すること	
3-5	危機管理サービスへの加入	海外旅行保険と合わせて、本学が指定する危機管理サービスに加入す ること	
3-6	緊急連絡方法	派遣先（現地到着後の派遣先への移動中を含む）で国際電話が使用可 能なスマートフォンを日本出国時に所持すること、ネット回線接続の みの端末及びSIMは認めない	
3-7	出発前オリエンテーションへの参加	必ず参加すること（義務）	